

産業廃棄物処理業計画書(中間処分業)に係る意見

諮問第1号については、協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と安全のため、事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じるとともに、保管基準を十分遵守すること。
- 2 事業場内及び近隣周辺は、常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 施設にあつては、維持管理を徹底した上、安全性を確保し、環境保全対策に万全を期すこと。
- 4 周辺住民との相互理解を深め、通学路等周辺地域の生活環境に十分配慮すること。